

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援券発行事業【臨時措置】	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民や事業者の負担の軽減に加え、地域経済の回復につなげるために、町内の店舗で利用できる「生活応援券」を町民一人ひとりに配布する。65歳未満は1万円分、65歳以上は1万5千円分とする。 ②生活応援券の発行に要する費用(補助金、委託料、役務費、需用費、報酬、職員手当等、共済費) ③生活応援券補助金:5,000円×19,680人×2冊+5,000円×8,720人×3冊=327,600,000円、生活応援券作成等業務委託:7,714,000円、生活応援券封入封緘業務委託:14.96円×12,500世帯=187,000円、郵送料:181円×12,000世帯+214円×700世帯=2,321,800円、案内文書印刷:9.9円×12,500枚=123,750円、送付用封筒作成:17.6円×12,700枚=223,520円、会計年度任用職員報酬:542,000円、職員手当等:389,000円、共済費:93,000円 ④町内に住民登録のある者	R7.12	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	町立小・中学校給食費の無償化事業【臨時措置】	①物価高騰が続く中で、保護者の負担を軽減するため、町立小・中学校の給食費を無償化する。(無償化期間1か月:令和7年10月分) ②給食費無償化補助金 ③無償化事業費 小学校:4,200円×1,528人×1か月=6,417,600円、中学校:4,600円×771人×1か月=3,546,600円 ④町立小・中学校(町立小・中学校に就学する児童及び生徒分)(教職員除く)	R7.9	R7.12
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	町立小・中学校給食補助金の増額事業【臨時措置】	①物価高騰が続く中で、給食の質を維持し、保護者の負担軽減や食育の推進、体力の向上を図るため、町立小・中学校の給食補助金を増額する。(増額期間7か月:令和7年9月分～令和8年3月分) ②給食補助金 ③小学校:1,758,000円(10円×1,528人×115回=1,757,200円) 中学校:1,238,000円(15円×771人×107回=1,237,455円) ④町立小・中学校(町立小・中学校に就学する児童及び生徒分)(教職員除く)	R7.9	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	町立保育園給食食材費の増額事業【臨時措置】	①物価高騰が続く中で、給食の質を維持し、保護者の負担軽減や食育の推進、体力の向上を図るため、町立保育園の給食食材費を増額する。 ②賄材料費 ③1,687,000円(物価上昇影響額:前年比+3%を見込む) ④町立保育園(町立保育園に通園する児童分)(教職員除く)	R7.9	R8.3